

公益社団法人介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会等への委員推薦等に関する内規

公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）が各広域連合等から介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の委員等の推薦依頼があった場合の取扱いは下記のとおりとする。

記

1 推薦の要件

本会が責任をもって推薦するために、次の事項を推薦の要件とする。

- (1) 本会の諸活動に積極的に参加している、あるいは参加する会員であること。
- (2) 社会福祉士の倫理綱領及び行動規範に則って適正に事務執行を行っている会員であること。
- (3) 委員就任の暁は、審査委員の業務に留まらず、本会の福祉活動の実践及び福祉に関わる政策提言等の研究に積極的に携わること。

2 推薦の期間

推薦依頼機関の意向に配慮しながら、より多くの会員が審査会等の委員として活躍できるよう、推薦期間は以下のとおりとする。

- (1) 本会の推薦の期間は、原則として3期までとする。
- (2) 地域内に適任者が不在の場合はこの限りではない。

3 推薦の方法

会員の権利を保障するために原則として次の方法により推薦を行う。

- (1) 公募により会員からの希望を募る。
- (2) 適任者を推薦するために他薦を募る。
- (3) 希望者等が推薦依頼人数を超えた場合は、地区役員会で調整のうえ本会会長が決定する。

4 その他

- (1) 本会の推薦により審査委員等に就任した会員への寄付依頼は行わない
- (2) 正会員に対する寄付依頼（額は任意）と同様に扱う。

附 則

- 1 この内規は、平成22年12月 8日から適用する。
- 2 この内規は、平成26年10月19日から適用する。
- 3 この内規は、平成28年 4月 1日から適用する。